

## 資料編

### 1 計画の策定経過

開催日等	会議等	内容
令和3(2021)年 11月1日	令和3年度 第1回那珂川市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長及び副会長の選出</li> <li>・令和2年度那珂川市環境基本計画年次報告書(案)について</li> <li>・第3次那珂川市環境基本計画策定に係る市民アンケートについて</li> </ul>
11月～ 令和4(2022)年 1月	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケート調査 (1,200人、回収率36.0%)</li> </ul>
3月25日	令和3年度 第2回那珂川市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ゼロカーボンシティ那珂川」宣言について</li> <li>・市民アンケートの結果について</li> </ul>
8月27日	市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の環境に関する意識や意見の把握</li> </ul>
11月28日	令和4年度 第1回那珂川市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度那珂川市環境基本計画年次報告書(案)について</li> <li>・第3次那珂川市環境基本計画策定に係る市民ワークショップの報告について</li> </ul>
令和5(2023)年 3月20日	令和4年度 第3回那珂川市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次那珂川市環境基本計画について</li> </ul>
6月	庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次那珂川市環境基本計画(素案)について</li> </ul>
8月	庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次那珂川市環境基本計画(素案)について</li> </ul>
10月23日	令和5年度 第1回那珂川市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次那珂川市環境基本計画(素案)について</li> </ul>
12月14日	令和5年度 第2回那珂川市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次那珂川市環境基本計画(案)について</li> </ul>
令和6(2024)年	パブリックコメント実施	
3月12日	令和5年度 第3回那珂川市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次那珂川市環境基本計画(案)について</li> </ul>

## 2 環境審議会委員名簿

選出区分	所属等	氏名
1号委員 (学識経験者)	国立大学法人九州大学 大学院芸術工学研究院	あきひろ かずお 朝廣 和夫
2号委員 (関係行政機関の職員)	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	ほあし けいいちろう 帆足 慶一郎 (～令和4年3月31日)
		しらべ みつひろ 調 光浩 (令和4年4月1日～)
3号委員 (住民)	公募	くまがい よしゆき 熊谷 吉幸
		なかじま ふみき 中島 史樹
		いわき ひとみ 岩城 瞳 (～令和5年3月31日)
		くさば まなぶ 草場 学 (～令和5年3月31日)
		やまもと みえ子 山本 みえ子 (令和5年4月1日～)
		やつしろ ゆみ 八代 由美 (令和5年4月1日～)
4号委員 (事業所を代表する者)	那珂川市商工会	はらぐち ちよみ 原口 千世美
5号委員 (関係団体を代表する者)	なかがわの環境を考える会	ひが ただし 比嘉 正
	川を住民の手で美しくする会	いのうえ けいすけ 井上 敬介 (～令和5年3月31日)
		ほんだ しげる 本田 茂 (令和5年4月1日～)
	那珂川市区長会	かわさき やすひこ 川崎 靖彦
那珂川市婦人会	いけだ ほなみ 池田 穂波	

### 3 アンケート調査結果

#### ■ 調査目的

「第3次那珂川市環境基本計画」の改定にあたり、環境施策を総合的かつ計画的な推進を図るために、市民の環境に関する意向や要望等を把握することを目的としました

#### ■ 調査概要

調査概要

	概要
調査対象	市内に在住する満18歳以上の男女（1,200人）
抽出方法	無作為抽出
実施方法	郵送配布・郵送回収による郵送調査法
調査期間	令和3（2021）年11月～令和4（2022）年1月
回収率	36.0%（432/1,200）

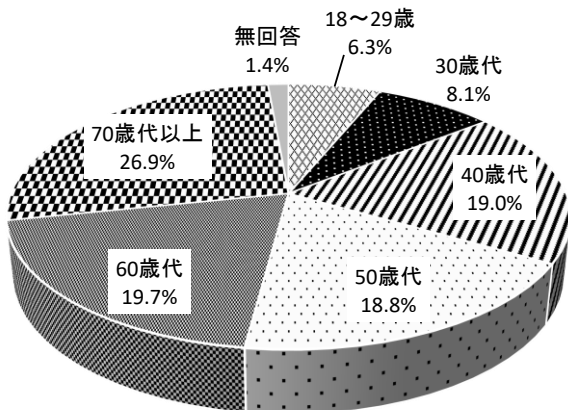
#### ■ 調査票の設計

- ・平成24（2012）年度に実施されたアンケート調査結果と比較し、市民における環境に関する意識・意向、取組実態等の変化を把握しました。
- ・那珂川市に関連する気候変動などの新たな動向について設問に盛り込みました。
- ・那珂川市における気候変動影響評価を行うため、現在及び将来における気候変動についての内容を盛り込みました。
- ・前計画の成果指標となっている設問は、成果指標の達成状況の評価に利用しました。
- ・満足度と重要度の相関図を作成する等、那珂川市の課題分析、施策の検討に利用しました。

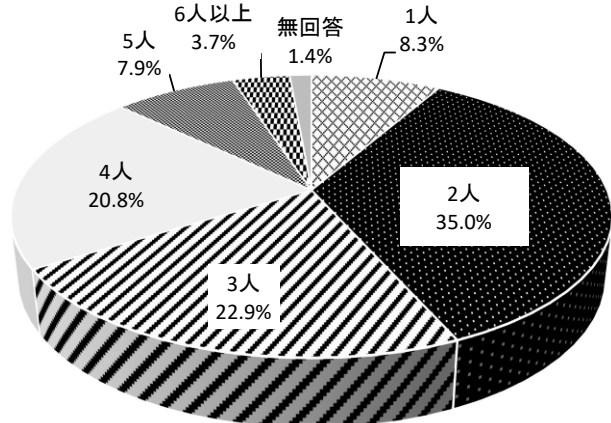
## ■ 調査結果

あなた自身について教えてください。

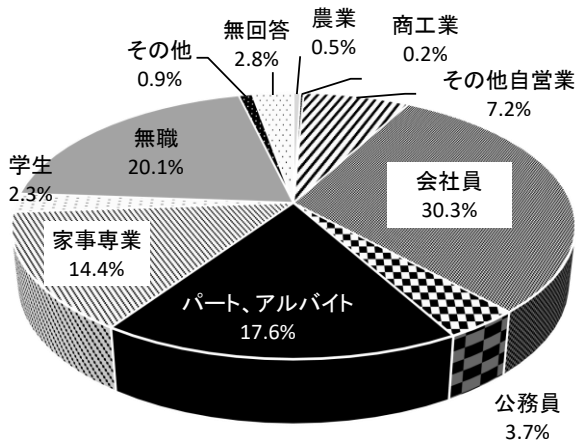
【年齢】



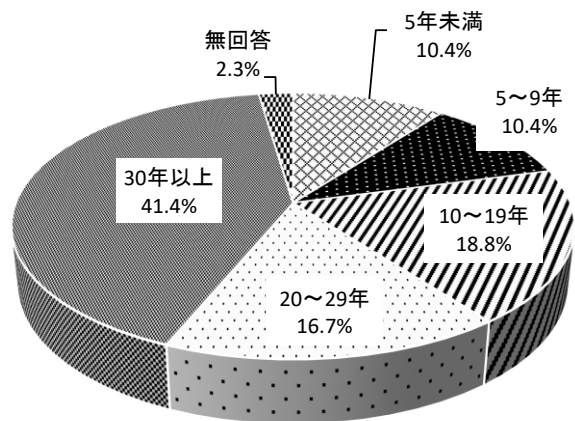
【世帯人員】



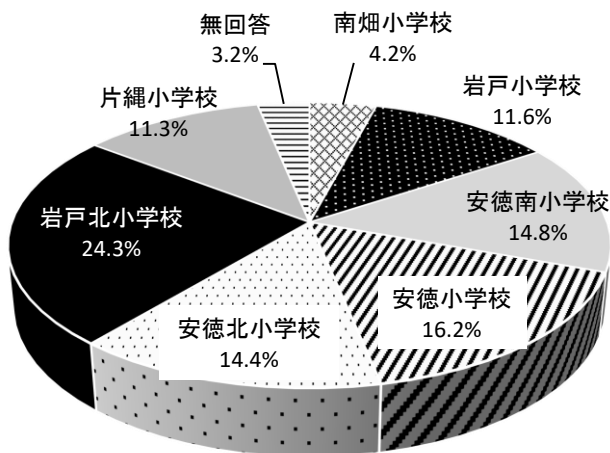
【職業】



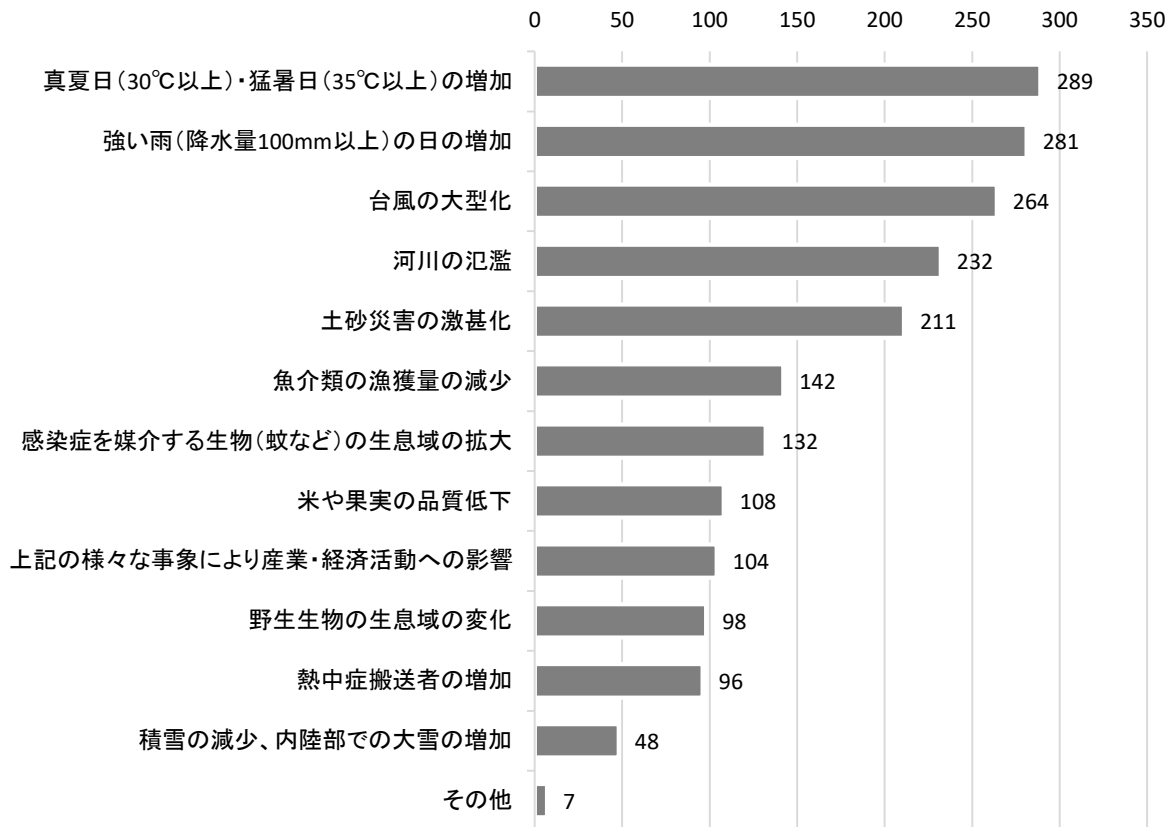
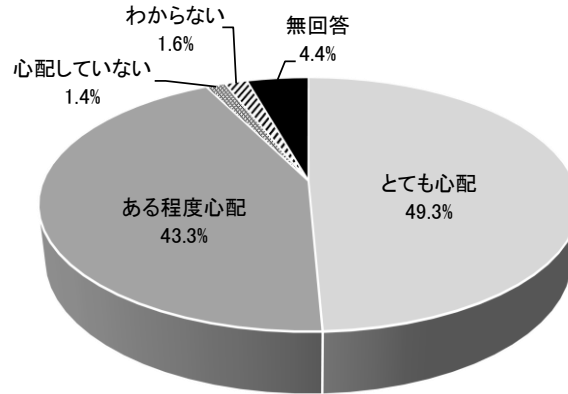
【居住年数】



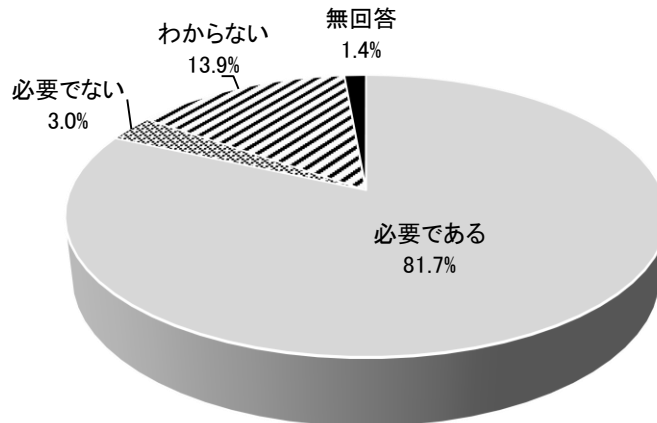
【小学校区】



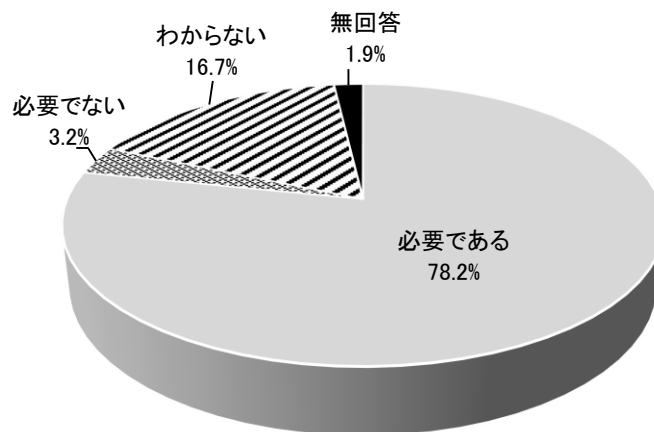
問1 気候変動により、わたしたちの生活に様々な影響が出ることが予測されています。あなたは気候変動による影響をどれくらい心配していますか。また、「とても心配」、「ある程度心配」とお答えの方は、その内容についてお答えください。



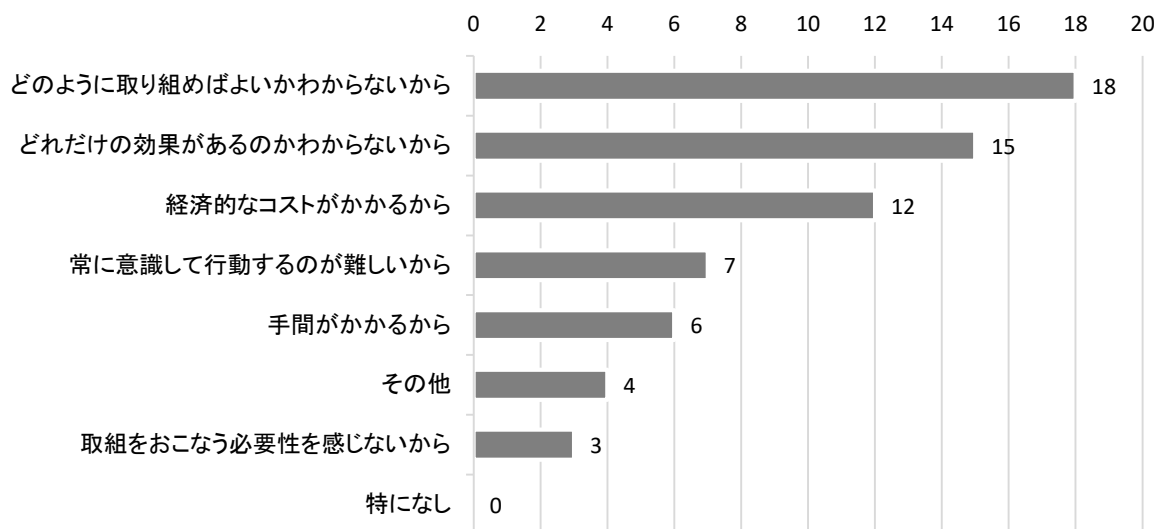
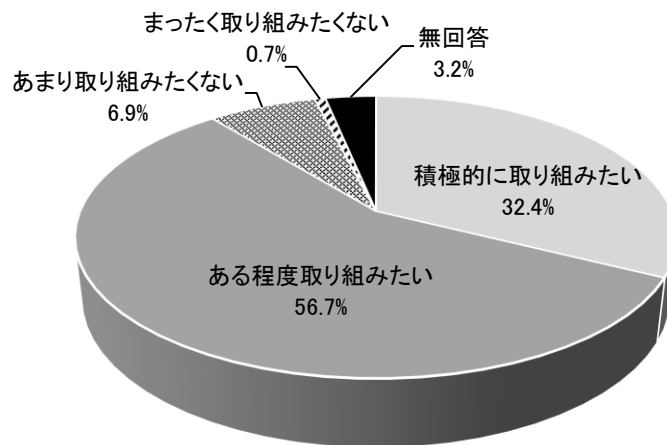
問2 那珂川市では、近年の気候変動が危機的な状態であると考え、「気候非常事態宣言」を表明することで、この危機感を市民や事業者のみなさまと共有し、地球温暖化対策に取り組むよう考えています。あなたは、那珂川市が気候非常事態宣言を行うことが必要と考えますか。



問3 温室効果ガスの排出量を実質ゼロ（カーボンニュートラル）とする脱炭素社会の実現に向けて、本市も温室効果ガス排出量削減に積極的に取り組むよう考えています。あなたは、那珂川市がゼロカーボンシティ宣言を行うことが必要と考えますか。

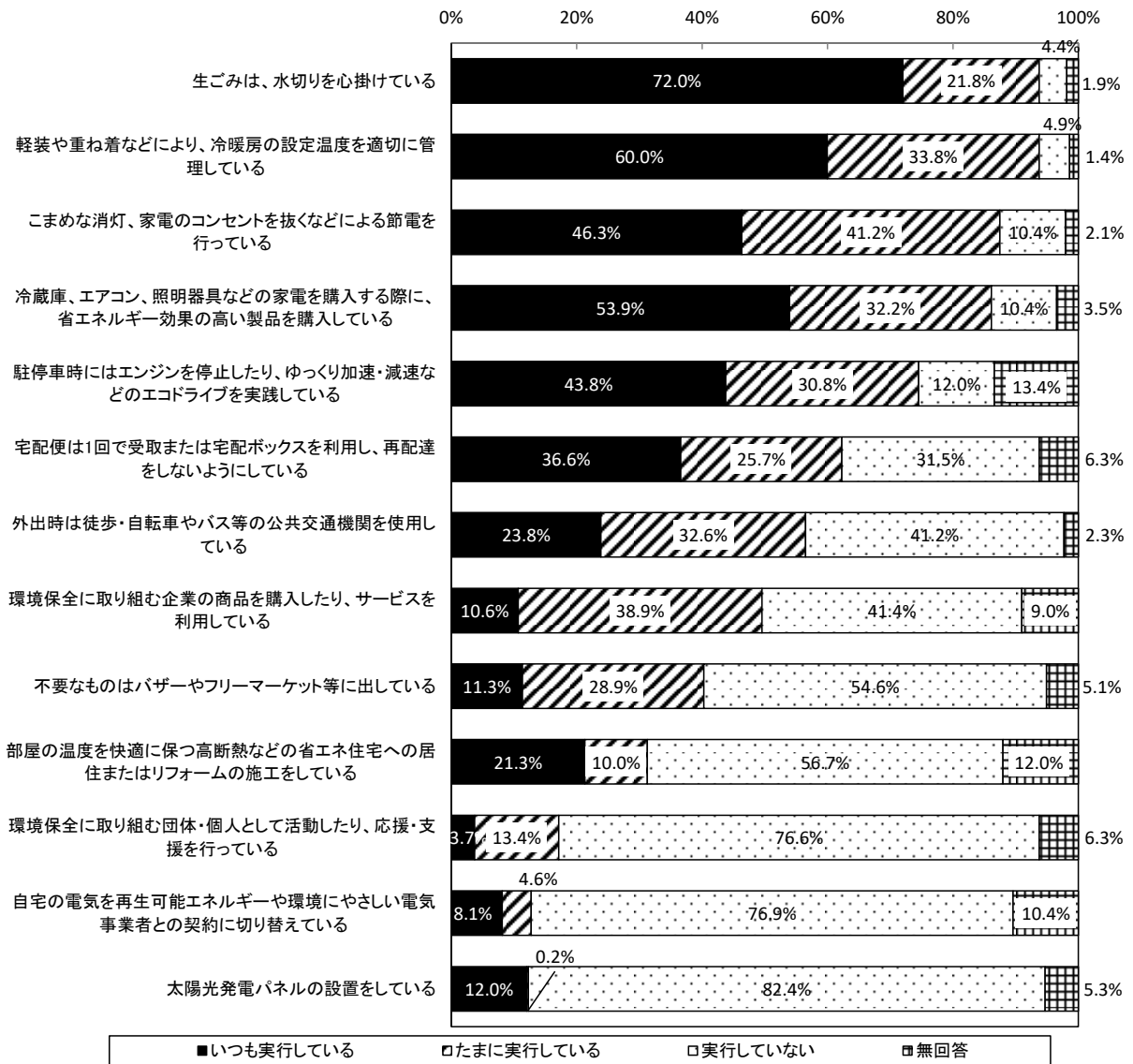


問4 あなたは、脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガス排出量を減らす取組について、どのようにお考えですか。また、取組みたくない理由は何ですか。



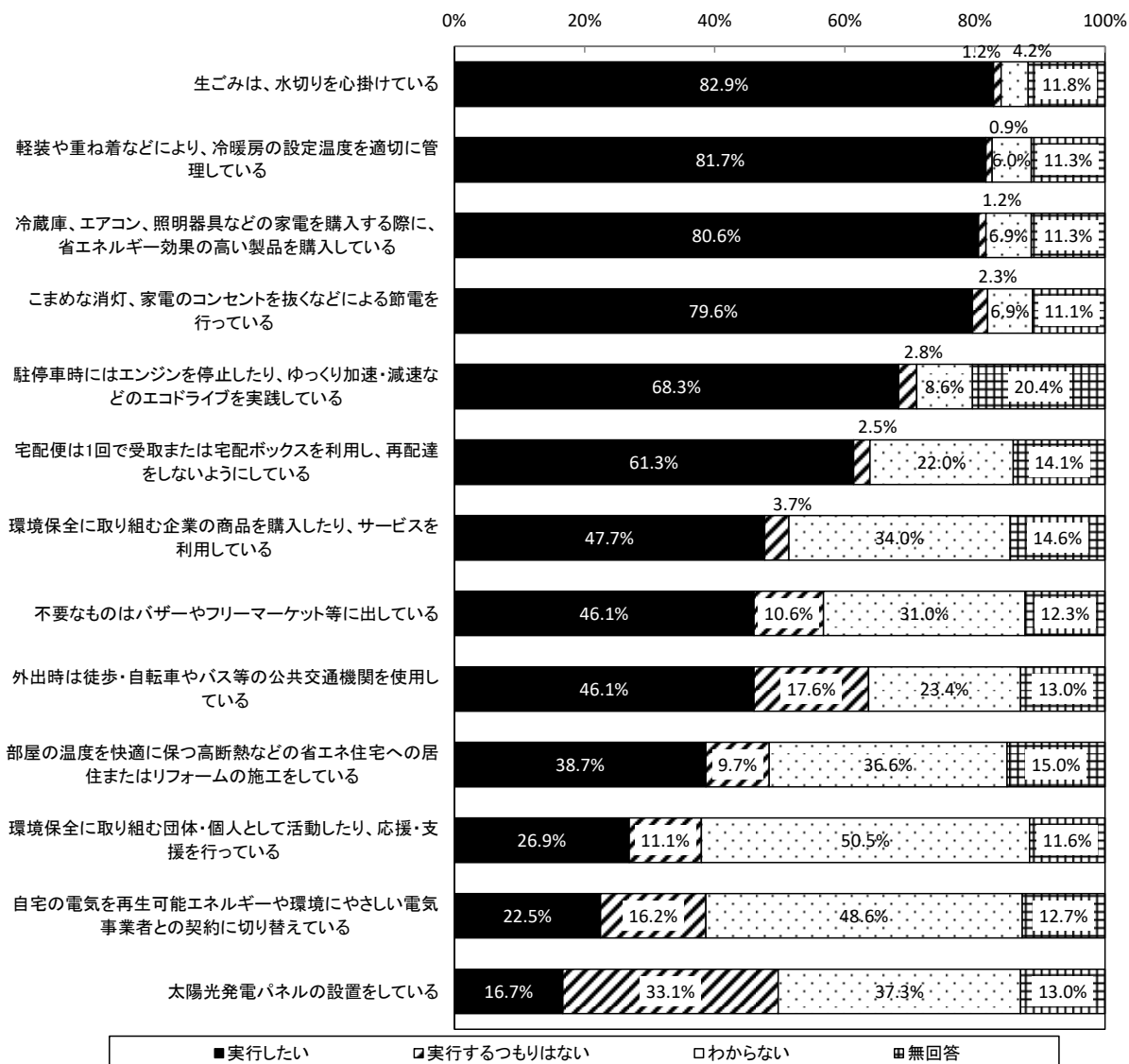
問5 以下の環境保全につながる行動を、日常的にどの程度実行していますか。また、今後の取組意向についても教えてください。

【現在】



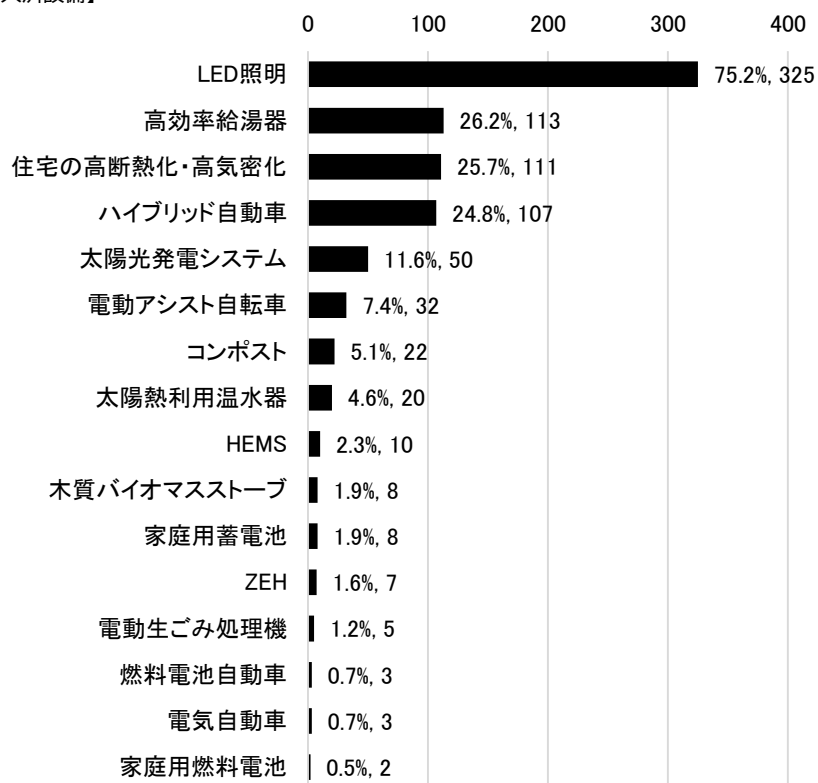


【今後】

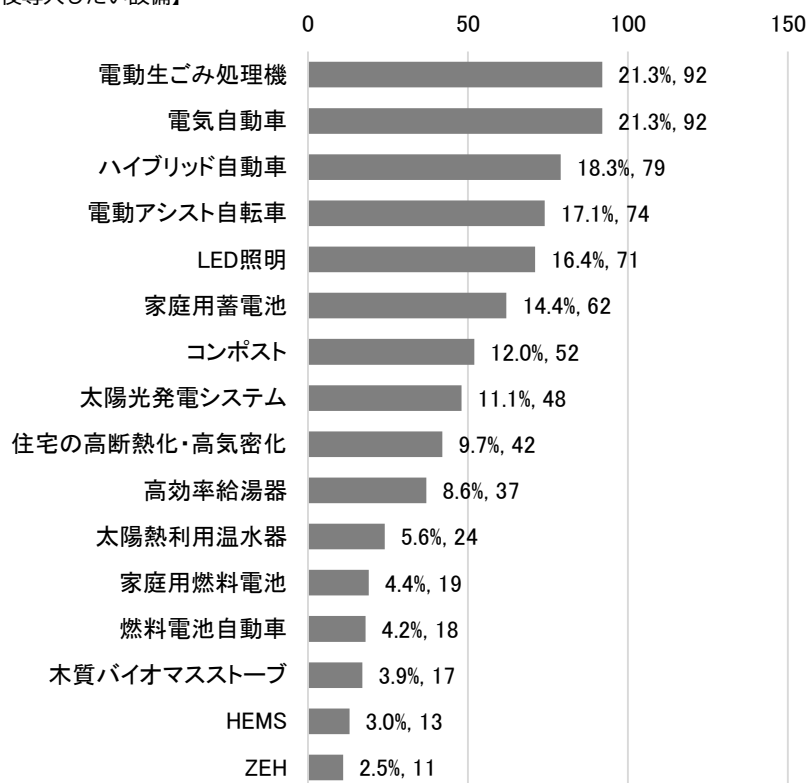


問6 ご家庭で導入されている設備と今後導入したい設備について教えてください。

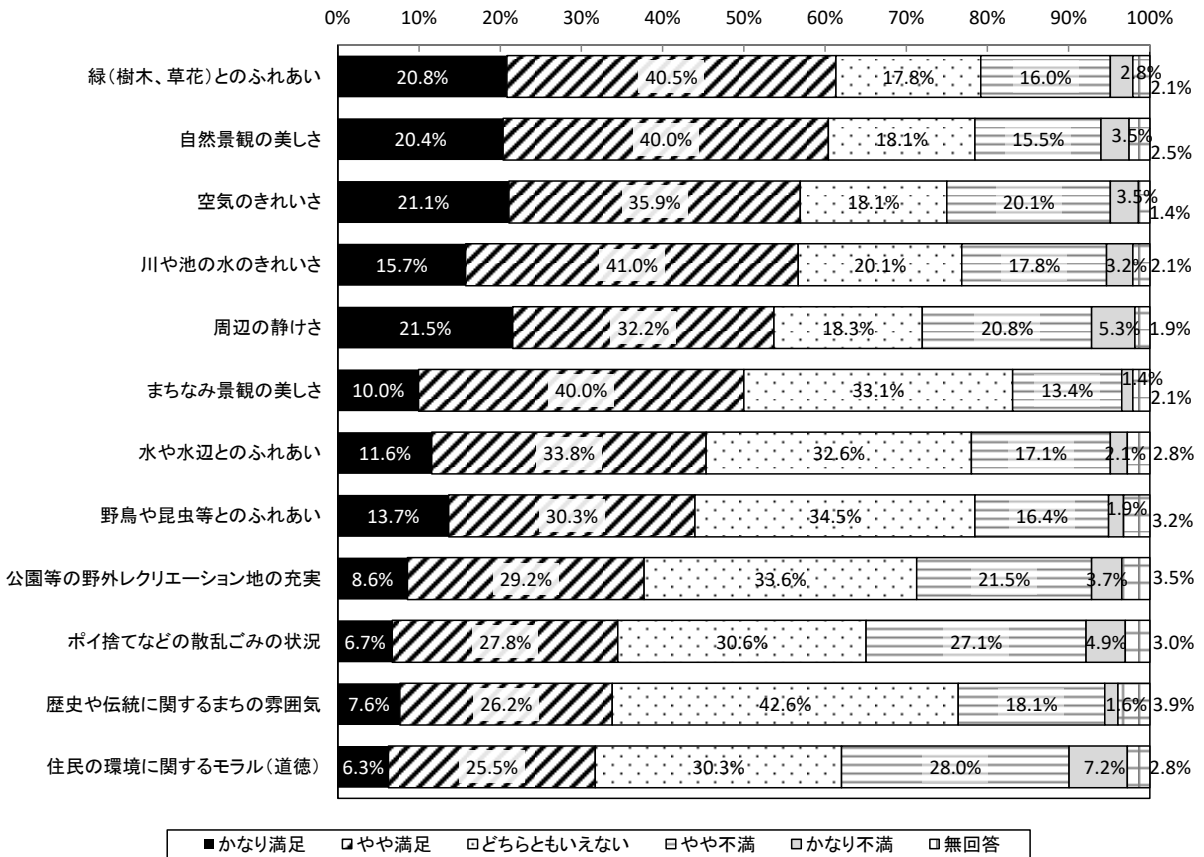
【導入済設備】



【今後導入したい設備】



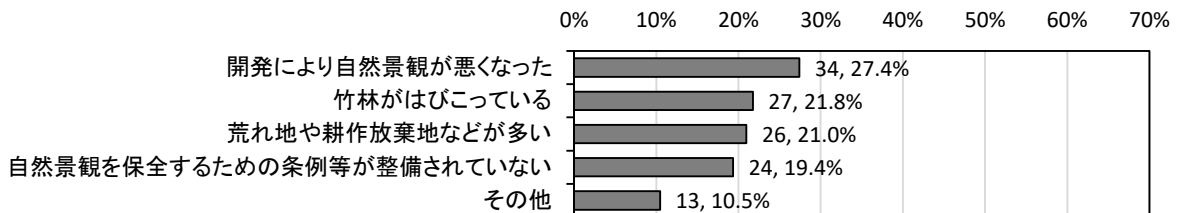
問7 あなたは、お住まいの周辺環境の現在の状況について、どのように感じですか。また、「やや不満」、「かなり不満」とお答えの方は、その原因についてもお答えください。



緑(樹木、草花)とのふれあいの不満の原因(n=94)

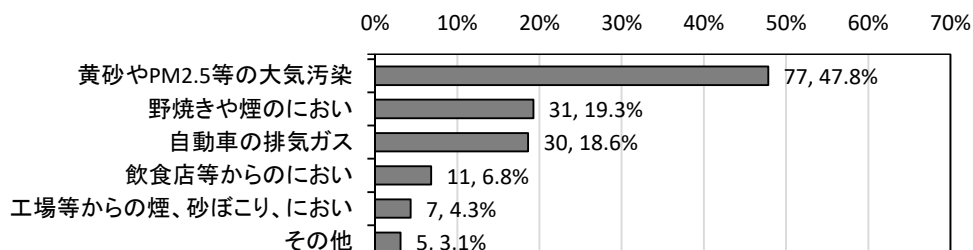


自然景観の美しさの不満の原因(n=124)



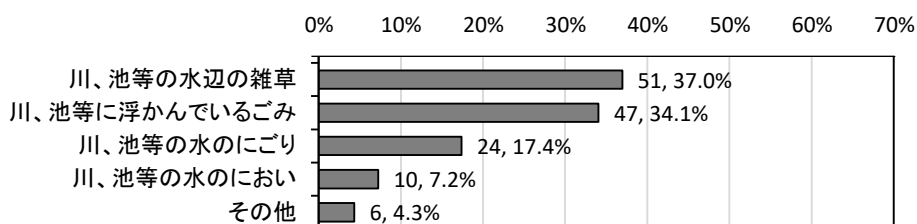
その他の内容：道路の雑草が放置されている、住宅や工場の庭木等が手入れされていない等

空気のきれいさの不満の原因(n=161)



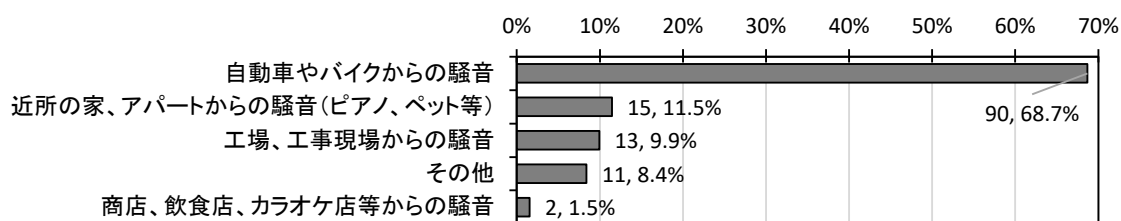
その他の内容：野焼き、ゴミを燃やしているところがある等

川や池の水のきれいさの不満の原因(n=138)



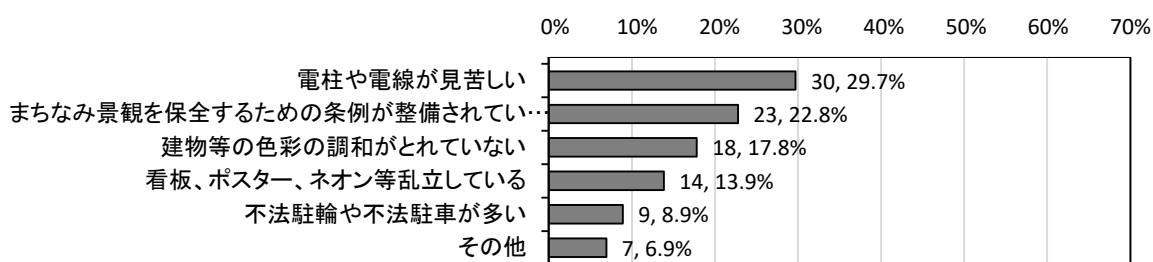
その他の内容：昔と比べるときれいではない等

周辺の静けさの不満の原因(n=131)



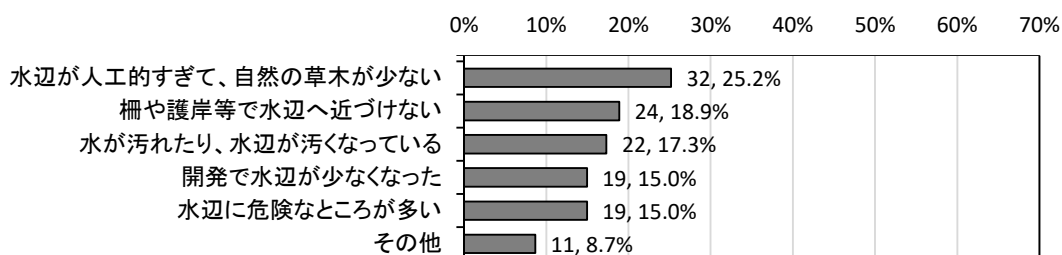
その他の内容：深夜のバイクの音、カラオケ等

まちなみ景観の美しさの不満の原因(n=101)



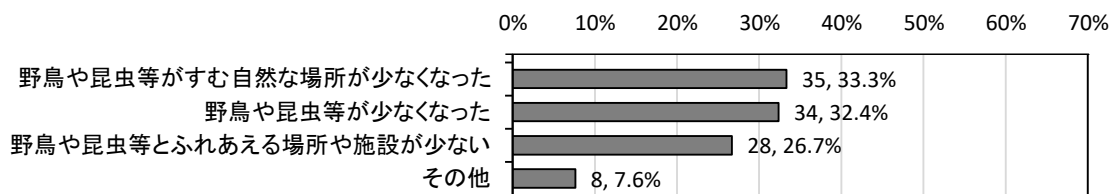
その他の内容：太宰府と比べると街並みの印象が異なる、空地にごみの山がある等

水や水辺とのふれあいの不満の原因(n=127)



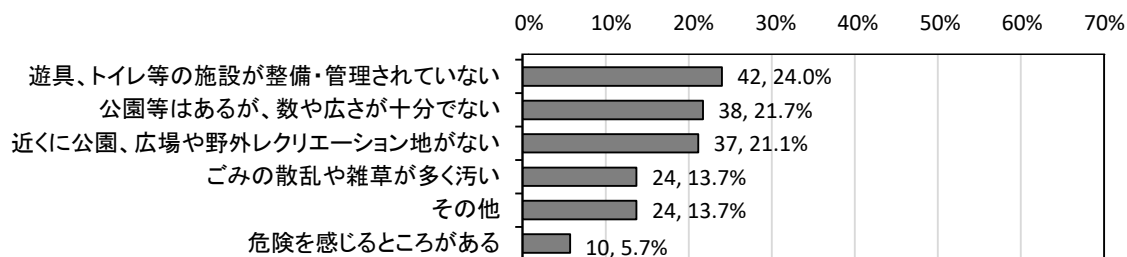
その他の内容：水辺で憩う場所が少ない、土手の雑草が繁茂している、駐車スペースが少ない等

野鳥や昆虫等とのふれあいの不満の原因(n=105)



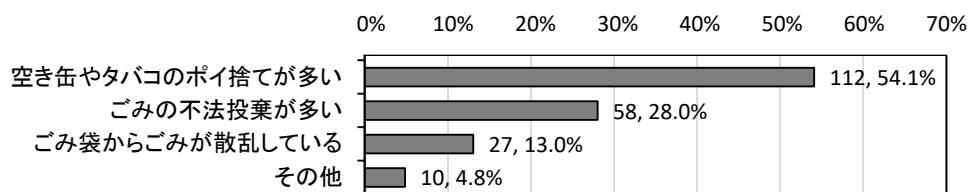
その他の内容：カラス・ハトのフン害が多い、カワセミが少なくなった等

公園等の野外レクリエーション地の充実の不満の原因(n=175)



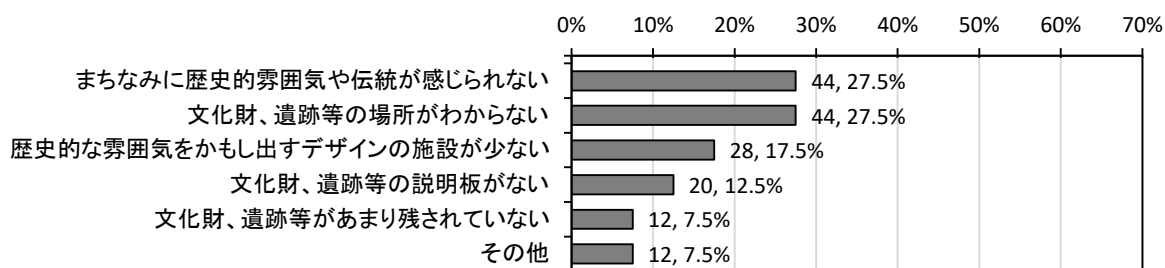
その他の内容：遊具が少ない、駐車スペースが少ない、暗い等

ポイ捨てなどの散乱ごみの状況の不満の原因(n=207)



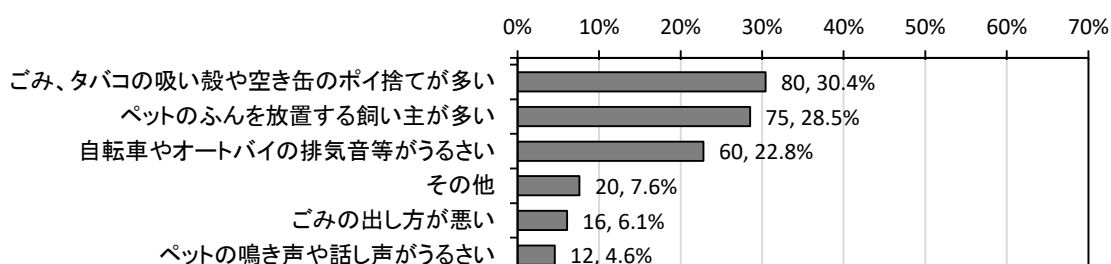
その他の内容：ポイ捨てや犬のふんが多い等

歴史や伝統に関するまちの雰囲気の不満の原因(n=160)



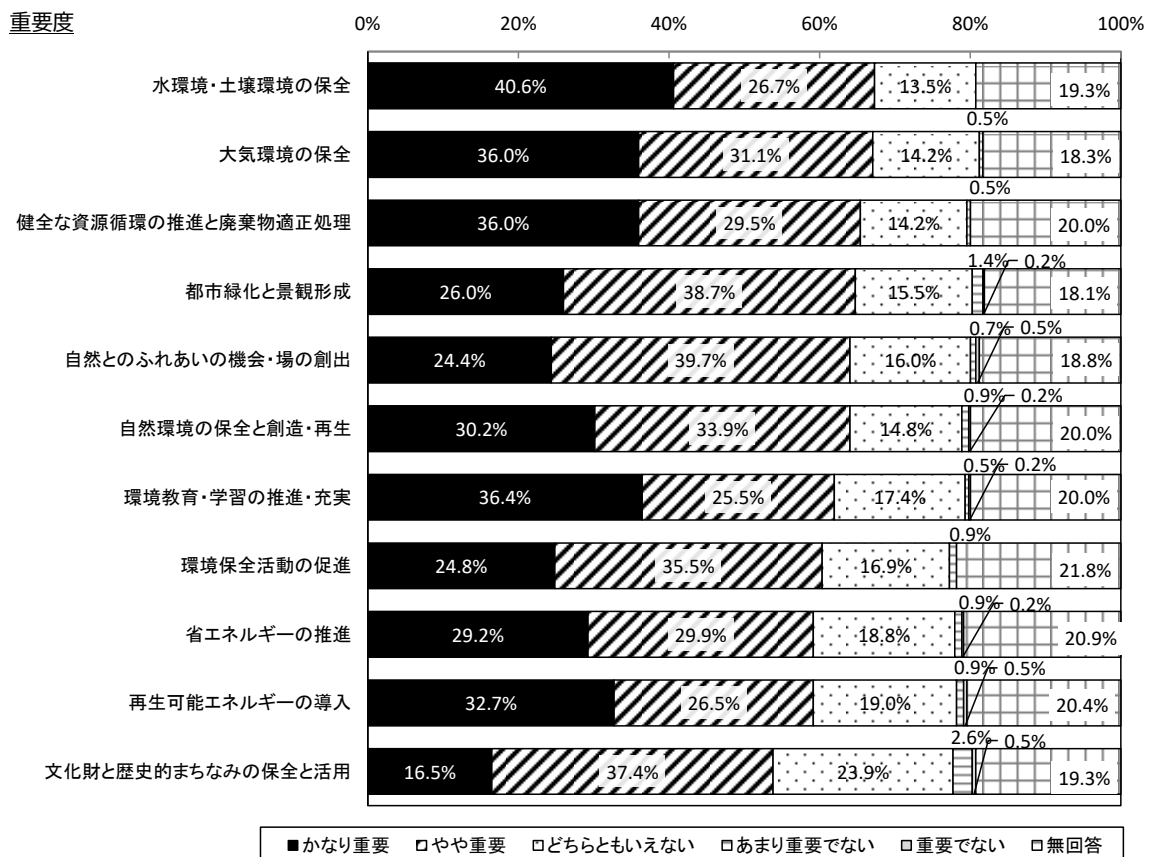
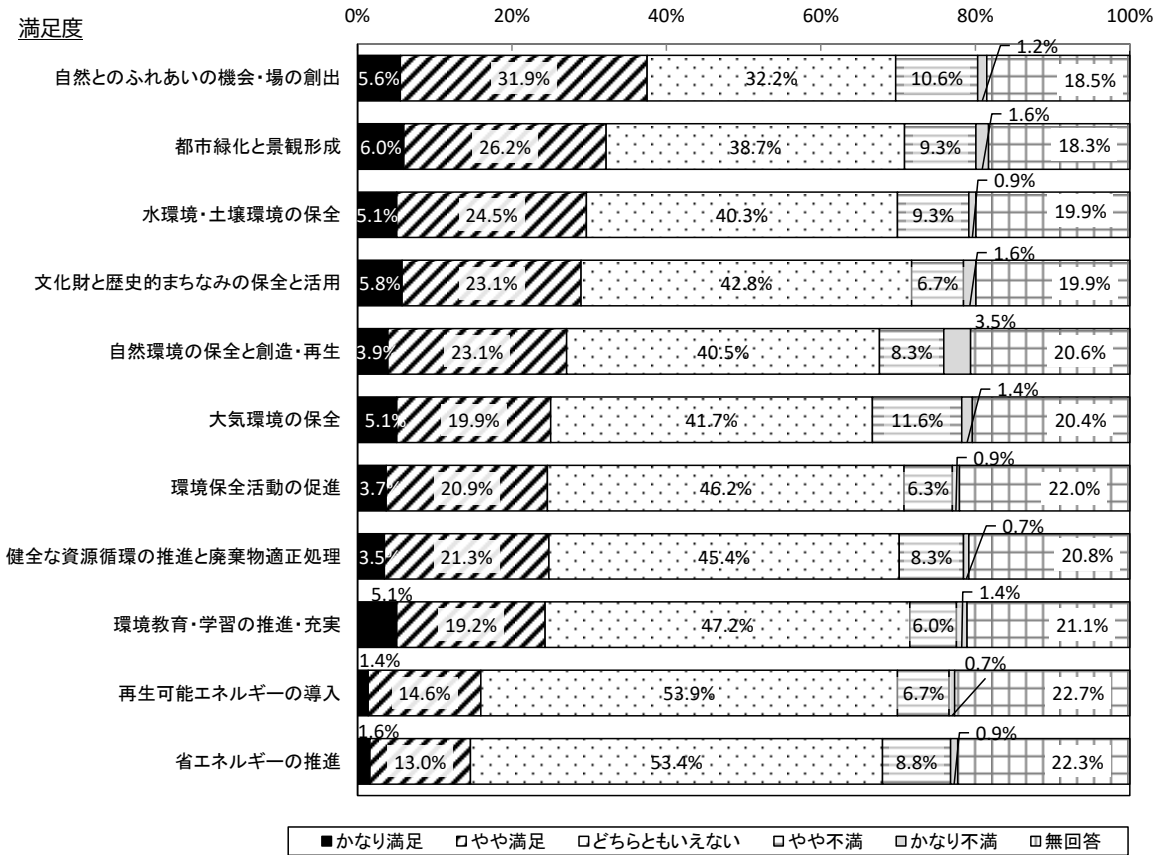
その他の内容：市民への周知が足りない、整備されたことで環境が破壊されている等

住民の環境に関するモラル（道徳）の不満の原因(n=263)



その他の内容：犬猫の飼い方のマナーが悪い、公園等で深夜騒ぐ人がいる等

問8 これまでに市が実施してきた環境を良くするための取組について、どのくらい満足していますか。また、それはどのくらい重要とお考えですか。

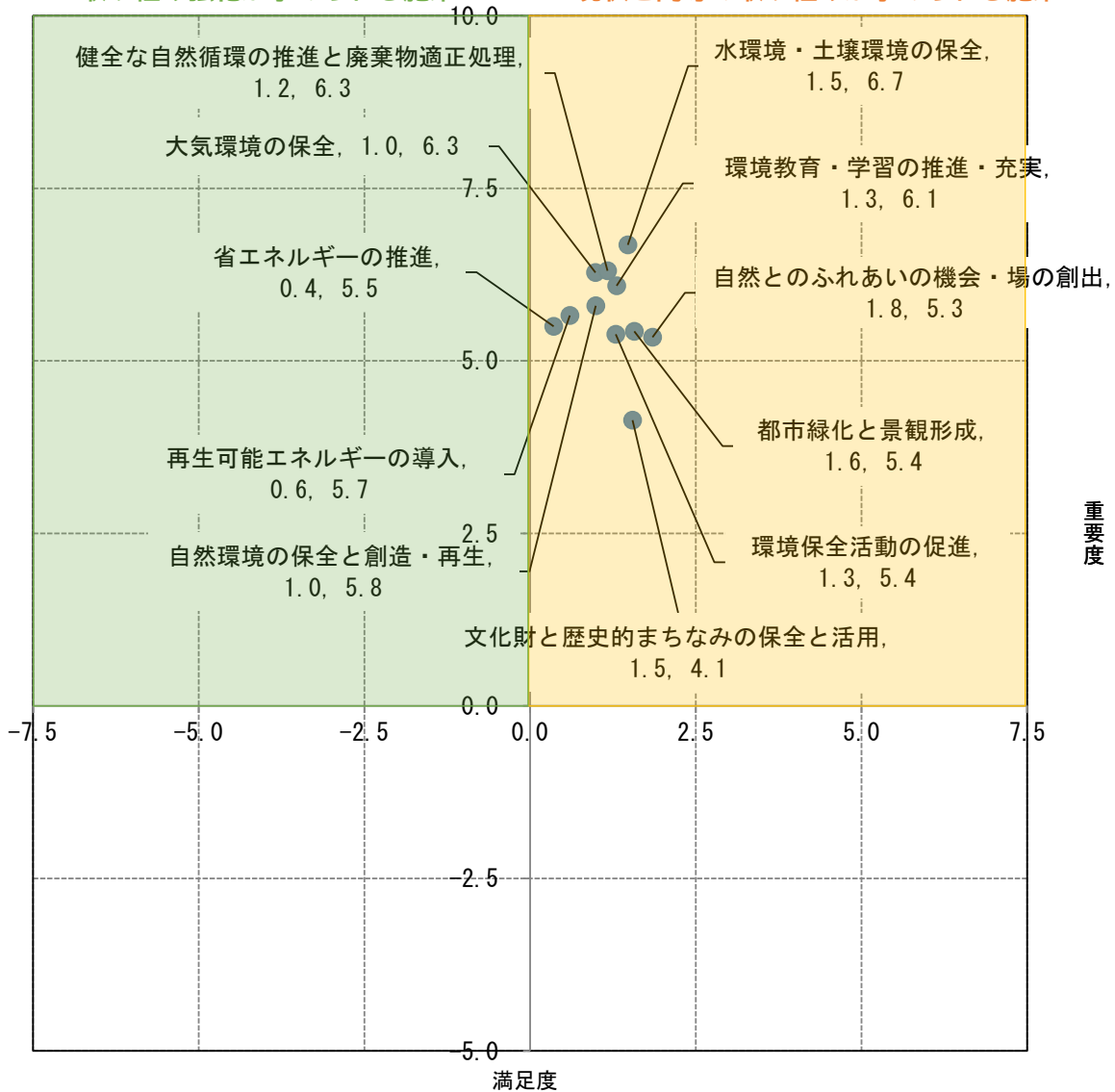


●満足度・重要度の平均評価点の算出方法

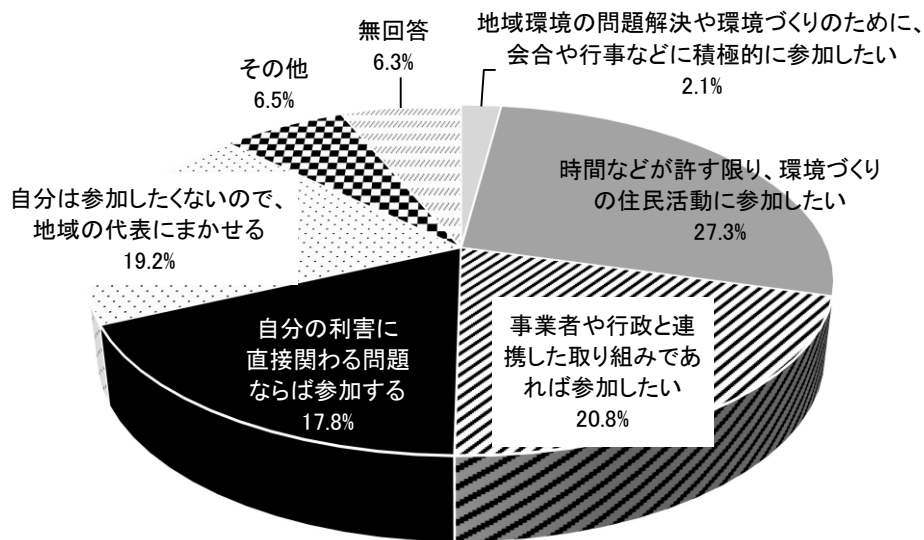
$$\text{平均評価得点} = \frac{\left( \begin{array}{l} \text{「かなり満足・重要」の回答者数} \times 10 \text{点} \\ \text{「やや満足・重要」の回答者数} \times 5 \text{点} \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{点} \\ \text{「やや不満・あまり重要でない」の回答者数} \times (-5 \text{点}) \\ \text{「かなり不満・重要でない」の回答者数} \times (-10 \text{点}) \end{array} \right)}{\left( \begin{array}{l} \text{「かなり満足・重要」、「やや満足・重要」、} \\ \text{「どちらともいえない」、「やや不満・あまり重要でない」、} \\ \text{「かなり不満・重要でない」の回答者数} \end{array} \right)}$$

満足度が低く、重要度が高い施策  
= 取り組み強化が求められる施策

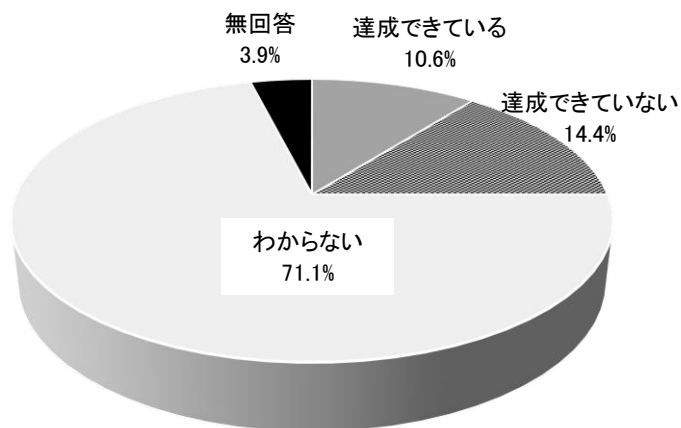
満足度が高く、重要度も高い施策  
= 現状と同等の取り組みが求められる施策



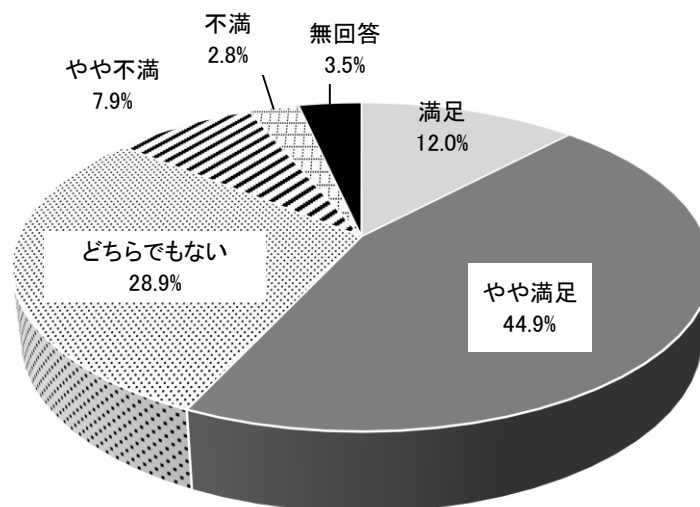
問9 より良い環境づくりを進めていくための住民活動にどの程度参加したいですか。



問10 現在の第2次環境基本計画における環境像「水と緑を育み、子どもたちに伝えるまち なかがわ」は達成できていると思いますか。



問11 那珂川市の環境に対して、満足していますか。





## 4 環境基本条例等

### (1) 那珂川市環境基本条例

(平成 15 年 12 月 26 日条例第 38 号)

改正

平成 16 年 9 月 22 日条例第 35 号

平成 30 年 6 月 27 日条例第 19 号

#### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 6 条)
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針(第 7 条－第 9 条)
- 第 3 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第 10 条－第 17 条)
- 第 4 章 環境審議会(第 18 条－第 20 条)
- 第 5 章 雑則(第 21 条)
- 附則

#### 前 文

那珂川市は自然環境に恵まれており、那珂川の清流及びみどり豊かな九千部・脊振山系からなる南部一帯、市中央部に広がる田園地帯など、その豊かな自然は市の誇りとなっている。

一方、大都市に近いことから、廃棄物の不法投棄や公害、山林の無秩序な開発や農地の減少等、環境破壊の懸念は大きく、積極的な環境保全活動の取り組みを欠くことはできない。また、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動は、身近な環境に影響を及ぼすだけでなく、地球温暖化等地球規模での環境負荷となっており、人類の存在基盤そのものを脅かすまでに至っている。

わたしたちは、良好な環境のもとで健康かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、かけがえない恵み豊かな環境を保全及び創造しながら、将来の世代に引き継いでいく責務がある。

ここに、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚し、互いに協力し、現在及び将来の市民が持続的に良好で豊かな環境を享受できる那珂川市をつくり上げていくため、この条例を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全と創造についての基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

##### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が良好で豊かな環境の恵みを享受するとともに、これが将来の世代に引き継がれていくよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生できる恵み豊かな環境を確保すること及び、日常生活や事業活動において環境への負荷を減らし、資源循環型社会の形成を目指すため、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、公平な役割分担の下、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は人類共通の重要課題であり、市、市民及び事業者が自らの問題と認識し、すべての事業活動と日常生活において推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関し、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、市の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、市の施策の実施に伴う環境への負荷の低減を率先して実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う廃棄物の発生抑制、野外焼却の自粛等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、自ら環境の保全及び創造に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うにあたっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に関係する製品、原材料その他のものを使用、廃棄することによる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、廃棄物の適正処理及び再資源化を推進し、資源が有効に利用されるよう、必要な措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うときは、自ら環境への負荷の低減及び環境の保全と創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる事項を基本として、それぞれの施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 人の健康や生活環境に被害を及ぼす環境保全上の支障を未然に防止し、市民が安心できる良好な生活環境の確保を図ること。

(2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの促進並びに日常生活、事業活動におけるエネルギー及び資源利用の在り方を見直し、環境への負荷の少ない資源循環型社会の構築に向けた取り組みを行うこと。

(3) 生物の生息及び生態系、種の保存及び生物の多様性を確保するとともに、森林、河川等における多様な自然環境を自然的社会的条件に応じて保全、創造し、人と自然の共生を確保すること。

(4) 水とみどりを生かした良好な都市景観を整備するとともに、歴史的文化的資源の活用保全、地域の清掃美化、秩序ある開発事業が行われるために必要な措置を講じ、良好で快適な都市環境の形成を図ること。

(5) 地球の温暖化防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に関する施策の推進を積極的に行うこと。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、那珂川市環境

基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、市民等の意見を反映するための必要な措置を講じるとともに、那珂川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(行動計画の策定等)

第9条 市長は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて責務を果たせるよう、環境の保全及び創造に向けた具体的な行動を実行するための行動計画を定めるものとする。

2 市、市民及び事業者は、前項に規定する行動計画に基づいて行動するものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(年次報告)

第10条 市長は、市の環境の現状や環境の保全と創造に関して講じた施策に関して年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民及び事業者が、地域及び地球上における環境問題の解決に向けた自主的、具体的な行動が促進されるよう、環境の保全と創造に関する教育、学習機会の提供及び広報活動の充実その他必要な措置を講じなければならない。

(住民活動の促進)

第12条 市は、市民、事業者及び住民団体が自発的に行う地域清掃活動、資源回収に係る活動及びその他環境の保全と創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(財政上の措置)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を継続的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(情報の提供及び公開)

第14条 市は、市民及び事業者の環境に関する意識の向上を図るとともに、自主的な環境保全活動を推進するため、環境の状況その他環境に関する情報を適切に提供又は公開するように努めるものとする。

(規制の措置)

第15条 市は、環境保全上の支障を防止する必要があると認めるときは、市民及び事業者にかかわらず、その行為者に対して必要な規制の措置を講じることができるものとする。

(調査及び研究の実施)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適切に推進するため、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する事項の調査及び研究を実施するものとする。

(国等との協力)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策のうち広域的な取り組みを必要とするものについては、国及び県その他地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第18条 環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、那珂川市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第19条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、11人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 関係行政機関の職員 1人
- (3) 市民 4人
- (4) 事業者を代表する者 1人
- (5) 関係団体を代表する者 4人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第20条 委員には、別に条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則(平成16年9月22日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月27日条例第19号)

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

## (2) 那珂川市環境審議会規則

(平成 16 年 9 月 28 日規則第 28 号)

改正

平成 19 年 2 月 27 日規則第 21 号

平成 24 年 1 月 30 日規則第 9 号

平成 30 年 6 月 27 日規則第 21 号

(目的)

第 1 条 この規則は、那珂川市環境基本条例(平成 15 年条例第 38 号)第 18 条の規定に基づき、那珂川市環境審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 4 条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 27 日規則第 21 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 1 月 30 日規則第 9 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 27 日規則第 21 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

### (3) 那珂川市環境政策会議設置要綱

(平成 20 年 6 月 30 日要綱第 31 号)

改正

平成 24 年 1 月 30 日要綱第 4 号

平成 27 年 3 月 31 日要綱第 13 号の 2

平成 29 年 3 月 6 日要綱第 17 号

平成 30 年 1 月 10 日要綱第 1 号

平成 30 年 6 月 27 日要綱第 31 号

令和 3 年 3 月 30 日要綱第 25 号

令和 4 年 11 月 1 日要綱第 55 号の 3

(設置)

第 1 条 この要綱は、那珂川市環境基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、那珂川市環境政策会議（以下「本会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 本会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画に基づく環境プランの推進に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (3) 関係機関等との連絡調整に関すること。

(組織)

第 3 条 本会は、次の各号に掲げる職にある者を委員とし組織する。

- (1) 総務課長
- (2) 人事秘書課長
- (3) 行政経営課長
- (4) 産業課長
- (5) 建設課長
- (6) 都市計画課長
- (7) 地域づくり課長
- (8) 下水道課長
- (9) 社会教育課長
- (10) 文化振興課長
- (11) 学校教育課長
- (12) 教育総務課長
- (13) 環境課長

2 前項に掲げる委員の任期は 1 年とする。ただし、任期中であってもその職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 本会に会長を置き、会長には環境課長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

(会議)

第 5 条 本会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 本会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができ

る。

(環境政策ワーキンググループ)

第6条 本会の作業部会として、環境政策ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を置く。

2 ワーキンググループは、第3条に掲げる所属長が推薦する係長級の職にある者を委員とし構成する。  
[第3条]

3 ワーキンググループにリーダーを置き、環境課の職員をもって充てる。

4 ワーキンググループは、本会から指定された事項について協議する。

5 ワーキンググループは、リーダーが招集し、会議の議長となる。

6 リーダーが必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 本会及びワーキンググループの庶務は、環境課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年1月30日要綱第4号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日要綱第13号の2)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月6日要綱第17号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月10日要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月27日要綱第31号)抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日要綱第25号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年11月1日要綱第55号の3)

この要綱は、公布の日から施行する。

## (4) 那珂川市環境保全推進員設置規則

(令和2年3月27日規則第26号)

改正

令和4年4月1日規則第11号の2

(目的)

第1条 この規則は、本市の良好な生活環境を保全するとともに、環境に配慮した循環型のまちづくりを推進するため、環境保全推進員(以下「推進員」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(活動内容)

第2条 推進員は、市と協働して次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地域の環境美化活動の推進に関する事。
- (2) 地域の古紙等集団回収及びリサイクル活動の推進に関する事。
- (3) ごみの不法投棄防止の推進に関する事。
- (4) 飼い主に対するペットのマナーアップの啓発推進に関する事。
- (5) その他環境衛生に関する普及・啓発及び地域の有害な環境情報等に関する事。
- (6) カーボンニュートラルの啓発推進等に関する事。
- (7) 地域住民からの意見、要望等の集約及び市との連絡調整に関する事。

2 推進員は、市が行う環境保全推進員会議に出席し、情報を提供し、要望及び意見を述べるとともに、地域住民に対して市の事業計画についての情報提供及び生活環境保全のための指導等を行う。

(委嘱及び任期)

第3条 推進員は、各行政区長の推薦により、市長が委嘱する。

2 推進員の任期は、2年とする。

3 補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動報告)

第4条 推進員は、活動の状況その他環境保全の向上に関する事について、定期的に市長に報告するものとする。

(証票の交付)

第5条 推進員に対し、証票として、推進員証を交付する。

(活動謝金)

第6条 第3条の規定により委嘱された推進員に対し、予算の範囲内で活動謝金を支給する。

[第3条]

(活動に関する事務)

第7条 推進員に関する庶務は、環境課が行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進員設置に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日規則第11号の2)

この規則は、公布の日から施行する。



## (5) 那珂川市自然環境観察員制度実施要領

(平成 27 年 9 月 30 日訓令第 8 号)

改正

平成 29 年 12 月 20 日訓令第 11 号

平成 30 年 6 月 27 日訓令第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、本市の恵まれた自然環境の変化並びにそれに伴う動植物の生息・生育状況及び自然景観について調査する自然環境観察員制度（以下「観察員制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第 2 条 観察員制度において実施する事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 動植物の分布や生態についての調査及び報告に関すること。
- (2) 自然環境及び自然景観等の変化についての調査及び報告に関すること。
- (3) 前 2 号の調査により得られた情報の発信に関すること。

(観察員の設置)

第 3 条 観察員制度を実施するため、自然環境観察員（以下「観察員」という。）を置く。

- 2 観察員は、18 歳以上の者とし、公募による登録制とする。
- 3 観察員の登録期間は、2 年間とする。ただし、継続を妨げない。
- 4 観察員として登録できる人数は、30 人以内とする。

(観察員の活動)

第 4 条 観察員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 観察員の活動計画の決定及び調査後の報告事項に関する定例会議の実施
- (2) 活動計画に基づいた観察及び現地調査
- (3) 観察及び現地調査に基づいた実施報告書の作成及び事務局への報告

(観察員のリーダー等)

第 5 条 観察員の中にリーダー及びサブ・リーダー（以下「リーダー等」という。）を置き、観察員の互選によってこれを定める。

- 2 リーダー等は、前条の活動を統括する。

(観察員の謝礼等)

第 6 条 観察員には謝礼等の支払いは行わない。ただし、活動に必要な資材等と認めた場合は、市長はその資材等を提供するものとする。

(情報の発信)

第 7 条 観察員の調査等により得られた情報は、市広報紙及び市ホームページを通じて広く市民へ発信することとする。

(庶務)

第 8 条 観察員制度の庶務は、環境課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 20 日訓令第 11 号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 27 日訓令第 6 号)抄

(施行期日)

1 この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

## 5 用語集

### ●あ行

#### 温室効果ガス

大気中の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）の7種類としています。

### ●か行

#### カーシェアリング

登録を行った会員の間で車を共有して使用するサービスのことであり、自動車保有台数の減少や燃費の良い自動車をシェアすることにより、環境負荷の低減につながることを期待されます。

#### カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量が同量であり、実質的に温室効果ガス排出量がゼロになっていることをいいます。

#### 緩和策

温室効果ガスの排出削減と吸収源の対策により、地球温暖化の進行を食い止めることであり、例として、省エネや再生可能エネルギーなどの普及による脱炭素化などが挙げられます。

#### 気候変動適応計画

「気候変動適応法」第7条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が策定する計画です。気候変動適応に関する施策の基本的方向や気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する事項、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関

する事項などについて定めています。

#### 気候変動適応法

地球温暖化による気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動適応に関する計画を策定し、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供やその他必要な措置を講ずることで、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする法律です。

#### 気候変動に関する政府間パネル

国連環境計画と世界気象機関により設立された組織です。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援しています。地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表しています。

#### クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)

「気候変動適応法」第21条に基づき、熱中症による健康被害を防止するため、市町村長が定める施設です。熱中症特別警戒情報が発表されたときには、住民等に周知します。

#### 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線を吸収し、光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称をいいます。光化学オキシダントが原因で発生する光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目の粘膜への刺激や呼吸への影響といった健康被害や、農作物への影響が懸念されています。

#### 国連持続可能な開発サミット

平成27(2015)年にニューヨーク国連本部において開催された国連持続可能な開発サミットのことであり、161の加盟国首脳に参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変

革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

## ●さ行

### 再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、中小水力、風力、バイオマス、地熱等、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しないエネルギーのことで

### 次世代自動車

電気自動車・燃料電池自動車・ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車・天然ガス自動車・クリーンディーゼル車を指します。環境を考慮し、地球温暖化の防止を目的としているため、二酸化炭素の排出を抑えた設計になっています。

### 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 27 (2015) 年 9 月 25 日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの「持続可能な開発目標 (SDGs)」を中核とする国際社会共通の目標です。

### 持続可能な開発目標 (SDGs)

国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標であり、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成されました。持続可能な世界を実現するための 17 の目標・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。

### 循環型社会

天然資源の消費量を抑制し、環境への負荷をできる限り低減される社会のことであり、「循環型社会形成推進基本法」で定義されて

います。

### 食品ロス

食べ残しや買いすぎにより、食べることができるのに捨てられてしまう食品のことです。

### 食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関して、国や地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律です。

### スリーアールプラスリニューアブル 3 R + Renewable

国の「プラスチック資源循環戦略」における基本原則であり、ワンウェイの容器包装・製品を始め、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすこと、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切り替えること、できる限り長期間、プラスチック製品を使用すること、使用後は、効果的・効率的なりサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用を図ること、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指すことなどがあります。

### 生態系

ある空間に生きている生物と、生物を取り巻く非生物的環境が相互に関係しあって、生命の循環をつくりだしているシステムのことです。ある空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などのあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれています。

### 生物学的酸素要求量 (BOD)

河川水などの汚濁の程度を示す指標で、水の中に含まれる有機物が微生物によって二酸化炭素や水に分解されるときに消費される酸

素の量です。単位は mg/L で表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことがわかります。

### 生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことであり、命一つひとつが個性を有しており、全て直接的、間接的に支えあって生きています。

## ●た行

### 第五次環境基本計画

「環境基本法」に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画であり、平成 30（2018）年に「第五次環境基本計画」が閣議決定されています。「第五次環境基本計画」では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具現化するための 6 つの重点戦略を進めることにより、持続可能な社会を実現することとしています。

### 第四次循環型社会形成推進基本計画

「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、平成 30（2018）年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されています。「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、持続可能な社会の実現を見据え、循環型社会に至る中長期的な方向性を各主体が共有した上で、相互に連携・協働しながら自らの役割を果たしていくことが必要不可欠となることから、7 つの方向性を示し、国が実施すべき取組などについて記載しています。

### 脱炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする社会のことです。

### 地域気候変動適応計画

都道府県及び市町村が、その区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るための計画であり、「気候変動適応法」において策定するように努めることとされています。

### 地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

### 地球温暖化対策計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。令和 3（2021）年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」ことを目標として掲げています。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律

「国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議」における「京都議定書」の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組を定めた法律です。令和 3（2021）年の改正により、「パリ協定」に定める目標を踏まえ、令和 32（2050）年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定されました。

### 蓄電池

二次電池とも呼ばれ、繰り返し充電して使用できる電池のことであり、近年は再生可能エネルギー設備と併用し、発電した電力を溜める家庭用蓄電池等が普及しています。

## 適応策

既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない地球温暖化の影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組です。

## デコ活

環境省が進める「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」のことで、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を減らす「脱炭素（Decarbonization）」と、環境に良い「エコ（Eco）」と活動・生活を組み合わせた造語のことです。

「【デ】電気も省エネ 断熱住宅（電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）」「【コ】こだわの楽しさ エコグッズ（LED・省エネ家電などを選ぶ）」「【カ】感謝の心 食べ残しゼロ（食品の食べ切り、食材の使い切り）」「【ツ】つながるオフィス テレワーク（どこでもつながれば、そこが仕事場に）」など行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しする運動を展開しています。

## ●は行

### パリ協定

令和2（2020）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組であり、平成9（1997）年に定められた「京都議定書」の後継に当たります。

「京都議定書」と異なる点として、途上国を含むすべての参加国に、排出削減の努力を求めています。

### プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を

講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律です。

### ヘムス HEMS

「Home Energy Management System」の略称であり、家庭におけるエネルギー管理システムのことを指します。エネルギー消費を可視化し、家庭の省エネ化に役立つシステムです。

### ベムス BEMS

「Building Energy Management System」の略称であり、ビルエネルギー管理システムのことです。設備の運転状況やエネルギー消費を可視化し、ビルの省エネ化や運用面の効率化に役立ちます。

## ●ら行

### リサイクル

廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用することで、その実現を可能とする製品設計、使用済製品の回収、リサイクル技術・装置の開発なども取組の1つです。





第 3 次那珂川市環境基本計画  
那珂川市役所 市民生活部 環境課

〒811-1292

福岡県那珂川市西隈 1 丁目 1 番 1 号

TEL:092-953-2211

FAX:092-953-0688

E-mail:kankyo@city-nakagawa.fukuoka.jp